

## 東北農業経済学会賞(木下賞)表彰規程

### (目的)

第1条 この規定は東北農業並びに農業経済学に関する顕著な業績に東北農業経済学会が賞を授け表彰し、以って東北農業の発展と農業経済学の発展を期することを目的とする。

### (賞の名称)

第2条 東北農業経済学会が授ける賞（以下では学会賞という）の名称は東北農業経済学会賞（木下賞）とする。学会賞は、学術賞、学会誌賞、実践賞及び奨励賞の4種とする。

### (授賞の対象)

第3条 学術賞の対象は東北農業の発展に貢献し得るようなすぐれた農業経済関係の学術著書、論文とする。また、学会誌賞の対象は本学会学会誌掲載論文のなかで東北農業経済研究に対して学術上著しい貢献の認められるものとする。実践賞の対象は東北農業の発展に貢献してきたすぐれた実践及びその記録とする。奨励賞の対象は将来の発展が期待される会員の学術著書、論文とする。

### (受賞者の資格)

第4条 学会賞受賞者の資格は原則として東北農業経済学会の会員とする。また、実践賞の受賞者は普及指導員、営農指導員、農業者（農業法人を含む）、関連機関職員等東北農業の発展の貢献し得るすぐれた実践を行った者及びそれを記録した者とする。但し、奨励賞の受賞者は原則として40歳以下の会員とする。

### (授賞)

第5条 授賞は、東北農業経済学会大会の総会席上で行う。

第6条 学会賞は賞状並びに副賞とする。

第7条 学会賞の資金は木下賞基金をあてる。

### (選考要領)

第8条 東北農業経済学会会長は、原則として理事の中から若干名に学会賞の授賞者選考委員を委嘱する。選考委員の任期は2年とする。選考委員は選考委員会を結成し、委員長を互選する。ただし、学会誌賞の選考については別途定める。

第9条 東北農業経済学会会長は、第3条、第4条に該当する学術賞、実践賞および奨励賞の受賞候補者を、関係資料並びに推薦理由書をそえて選考委員会に推薦することを学会役員および会員に告知する。

第10条 選考委員会は受賞候補者の推薦をうけて選考を行い、委員長はその結果を学会総会前の役員会に報告する。

第11条 学会役員は選考委員会の報告に基づき、授賞者を決定する。

第12条 本規程の改正は選考委員会の協議決定の上、役員会で承認を得るものとする。

附 則 本規程は、2007年9月1日から施行する。